

## 岐阜大学における競争的資金等による公正な研究遂行に関する規程

平成19年10月1日

規程第69号

### (目的)

第1条 この規程は、国又はそれに準ずる機関から配分される競争的資金を含む公的研究費（以下、「競争的資金等」という。）の不正使用を防止し、職員の公正な研究活動意識を高め、もって岐阜大学（以下「本学」という。）の健全な教育研究を促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、国立大学法人岐阜大学職員就業規則に定める職員、国立大学法人岐阜大学契約職員就業規則に定める職員及び国立大学法人岐阜大学パート職員就業規則に定める職員をいう。

2 この規程において「教職員等」とは、役員、教職員及び本学の施設設備を利用し、研究活動を行うことを認められた者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、カラ謝金、預け金及びカラ出張並びにその他法令や研究費を配分又は負担した機関の定めるルール及び学内規則等に違反して経費を使用する行為をいう。

4 この規程において「部局等」とは、大学本部各部、各学部（教育学部にあつては附属学校を除く。）、医学系研究科、自然科学技術研究科、連合農学研究科、連合獣医学研究科、連合創薬医療情報研究科、図書館、地域協学センター、流域圏科学研究センター、生命科学総合研究支援センター、留学生センター、保健管理センター、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、医学部附属病院、教育推進・学生支援機構、研究推進・社会連携機構、グローバル推進本部及び情報連携統括本部をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 本学に競争的資金等の運営・管理の最終責任者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的責任と権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

4 統括管理責任者は、前項の大学全体の具体的な対策の策定・実施にあたって、公正研

究推進室長と協力して行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、当該部局等の長(ただし、大学本部各部にあっては、財務を担当する理事)をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 部局等における対策の実施、実施状況の確認及び統括管理責任者への報告

二 不正使用の防止を図るため、教職員等に対するコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス教育の受講状況の管理監督及び教職員等のコンプライアンス教育の理解度の把握

三 教職員等が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等のモニタリング及び必要に応じた改善の指導

4 コンプライアンス推進責任者は、管理監督の実効的な責任と権限を持つ者として、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(職名の公表)

第6条 前3条の責任者を置いたとき、又は変更したときは、当該職名を公表するものとする。

(不正使用防止計画)

第7条 公正研究推進室長は、統括管理責任者と協力して不正使用を発生させる要因に対応する不正使用防止計画を策定するものとする。

2 前項に規定する不正使用防止計画は、必要に応じ見直すものとする。

(不正使用防止計画の実施)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正使用防止計画を実施する。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正使用防止計画の実施にあたり、教職員等の研究遂行に支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

3 前項において「研究遂行に支障を及ぼすこと」とは、競争的資金等の費目ごとに使用できる事項や費目の流用制限等の定めが当該競争的資金等の制度によって異なることから、画一的な取扱いを行い又は過剰な規制により競争的資金等の執行を遅らせることにより、研究の遂行に大きな影響を及ぼすことをいう。

(誓約書の提出)

第8条の2 教職員等は、コンプライアンス推進責任者からコンプライアンス教育実施時(採用時、配置換等による業務の変更時等についてはその都度)に、本学の規則等を遵守し不正を行わないことを誓約した書面を提出することを求められた場合は、当該誓約書を提出しなければならない。

2 前項の誓約書の提出を拒否する場合は、競争的資金等の管理・執行に関わることができない。

(受付窓口)

第9条 本学における競争的資金等の不正使用に関する通報及び告発（以下「通報等」という。）に対応するため、学長の直属として大学本部に受付窓口を置くものとする。

（通報処理体制等の公表）

第10条 公正研究推進室長は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項をホームページに公表する。

（通報等の方法）

第11条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 競争的資金等の不正使用を行ったとする教職員等の氏名又はグループ等の名称
- 二 競争的資金等の不正使用の具体的内容

3 受付窓口は、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することができる。

4 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、通報者に対し、更に詳しい情報の提供又は当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。

5 受付窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関に当該通報等を回付する。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、統括管理責任者は、報道、匿名による通報・告発があった場合、又は学会や他機関から研究活動上の不正使用が指摘された場合にも、第1項の通報等があったものとみなすことができる。

（通報等に係る事案の予備調査等）

第12条 統括管理責任者は、受付窓口から通報等の報告を受けたときは、通報等の事実を確認するために、被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者に予備調査を勧告する。

2 コンプライアンス推進責任者は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

3 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

4 被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者は、事実関係を調査し、その結果を勧告から14日以内に統括管理責任者に報告しなければならない。

5 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、さらに本格的な調査（以下「本調査」という。）の可否を判断し、前条第4項又は第6項の通報等の受付から30日以内に当該競争的資金等の配分機関等に報告する。

（本調査）

第13条 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、最高管理責任者及び当該競争的資

金等の配分機関等に通知する。

- 3 統括管理責任者は、調査委員会を設置しないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 統括管理責任者が指名する者 若干人
- 三 財務部長
- 四 研究推進部長
- 五 監査室事務主幹

- 2 前項第2号の委員には、弁護士、公認会計士等の資格を有し、本学に属さない第三者(以下「学外委員」という。)を含めなければならない。

- 3 学外委員は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(調査等)

第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる調査を実施する。

- 一 過去5年間の被通報者の研究費支出証拠書類の調査
- 二 不正使用に関与した者の面談調査
- 三 本学教職員による同様の不正使用の有無
- 四 当該不正使用が競争的資金等の研究成果に及ぼす影響
- 五 不正使用の発生要因
- 六 不正使用の再発防止策
- 七 その他必要となる事項の調査

- 2 調査委員会は、調査等の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

- 3 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

- 4 調査委員会は、必要に応じて被通報者(調査対象となっている者を含む。)の調査対象研究費の一時的執行停止を命ずる。

- 5 調査委員会は、調査の実施に関し、調査方針、調査対象及び方法等について、当該競争的資金等の配分機関等に報告の上、協議する。

- 6 調査委員会は、調査の完了前であっても、当該競争的資金等の配分機関等の求めがあった場合は、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。

- 7 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該競争的資金等の配分機関等の求めがあった場合は、当該調査に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。

(調査結果の報告)

第16条 調査委員会は、調査の完了後、不正使用の有無、不正使用の内容、不正使用に関与した者、不正使用に関与した者の関与の程度及び不正使用の相当額等について認定

し、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、調査委員会は、調査完了前に、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、当該事項を速やかに認定し、最高管理責任者及び当該競争的資金等の配分機関等に報告する。

(調査結果の通知)

第17条 最高管理責任者は、前条第1項の報告を受けた場合は、最終報告書(調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況及び再発防止計画等を含む。)を別紙様式により、第11条第4項又は同条第6項の通報等の受付から210日以内に、当該競争的資金等の配分機関等の長、通報者、被通報者(被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下この条において同じ。)及び被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者に通知するものとし、被通報者に他機関に所属する者がある場合は、所属する当該他機関の長に通知するものとする。

- 2 前項の期限内に通知ができない場合は、当該調査の中間報告を当該競争的資金等の配分機関等に提出する。

- 3 前各項の規定にかかわらず、最終報告書の通知の遅延に合理的な理由がある場合は、当該競争的資金等の配分機関等と別途提出期限を設けることを協議する。

- 4 最高管理責任者は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局等(他機関に所属する者であるときは、当該他機関)の長に通知する。

(調査結果の公表)

第18条 統括管理責任者は、調査の結果、不正使用が認定された場合は、速やかに当該調査結果を公表する。

(措置)

第19条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用があったと認めた場合、若しくは通報等が悪意に基づく中傷であったと認めた場合は、国立大学法人岐阜大学職員懲戒規則に基づく審査の申立を学長に行う。

(内部監査)

第20条 最高管理責任者は、監査室に対して、競争的資金等の適正な管理のため、次の各号について内部監査及びモニタリングを実施させる。

一 会計書類上の監査の他、会計処理等の体制不備の検証や必要に応じて関係者へのヒアリング等

二 公正研究推進室と連携し、不正使用の発生要因に応じた検証

- 2 監査室は、監査実施に当たって、監査内容を随時見直し、効率化・適正化を図る。
- 3 監査室は、監査結果について取りまとめ、適時、学内に公表するとともに、公正研究推進室に監査結果を報告し、その有効活用を推進する。
- 4 監査室長は、内部監査において不正使用を発見した場合は、速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

(関係法令等の遵守義務)

第20条の2 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平

成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定) その他の関連法令等に留意し, 必要な手続きを行わなければならない。

(その他)

第 21 条 この規程に定めるもののほか, この規程の実施に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程の施行日は, 平成 19 年 10 月 1 日とする。

附 則

この規程は, 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 26 年 9 月 18 日から施行し, 平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式（第17条第1項関係）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

（配分機関の長 殿）

国立大学法人岐阜大学長

（競争的資金等の名称）の不正使用に関する調査報告について（通知）

平成 年度（競争的資金等の名称）において不正使用が行われたことが判明しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 経緯・概要

- ・発覚の時期及び契機（通報等の場合はその内容・時期等）
- ・調査に至った経緯等

2 調査

（1）調査体制

- ・調査委員会の構成

（2）調査内容

- ・調査期間
- ・調査対象
- ・調査方法
- ・調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果（不正使用の内容）

（1）不正使用の種別

（2）不正使用に関与した者（共謀者を含む。）

氏名（所属・職（現職））	研究者番号

( 3 ) 不正使用が行われた研究課題 ( 該当する研究課題分作成 )

研究種目名 :				
研究期間 :				
研究課題名 :				
研究代表者氏名 ( 所属・職 ( 現職 ) ) ・研究者番号				
交付決定額又は委託契約額 ( 単位 : 円 )				
平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
研究組織 ( 研究分担者氏名 ( 所属・職 ( 現職 ) ) ・研究者番号 )				

( 4 ) 不正使用の具体的な内容 ( 可能な限り詳細に記載すること。 )

- ・動機・背景
- ・手法
- ・不正使用により支出された競争的資金等の額及びその使途
- ・私的流用の有無

( 5 ) 調査を踏まえた本学としての結論と判断理由

( 6 ) 不正使用により支出された競争的資金等の額

( 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成すること。 )

平成 年度 ( 内訳 )

( 単位 : 円 )

費 目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用額
物品費	-			
旅 費	-			
謝金等	-			
その他	-			
直接経費計				
間接経費				
合 計				

4 不正使用の発生要因と再発防止策 ( 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。 )

( 1 ) 不正使用が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

( 2 ) 発生要因 ( 可能な限り詳細に記載すること。 )

( 3 ) 再発防止策

5 その他

6 添付書類一覧

#### 記入上の注意

- 1 「調査対象」は、対象者（研究者・業者等）、対象経費（物品費、旅費、謝金等、その他）、当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。
- 2 「調査方法」は、書面調査（業者の売上げ元帳との突合等）、ヒアリング（研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り）等。
- 3 「不正使用の種別」は、架空請求（預け金、カラ出張、カラ雇用）、代替請求等。
- 4 「その他」は、関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等の本学における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告すること。
- 5 「添付書類一覧」は、交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等。